事 務 連 絡 令和6年1月12日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

> 一般社団法人全国建設業協会 専務理事山崎篤男 〔公印省略〕

## 厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」 (追補分)の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度より建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用されること等を踏まえ、厚生労働省において、令和5年7月6日に「上限規制に関連するQ&A(本体)」を公表したところです。これを受けて本会においては、令和5年7月7日付け事務連絡「「建設業における時間外労働の上限規制に関するパンフレット」等の周知について」(別添参考)により各都道府県建設業協会あて通知したところです。

この度、厚生労働省において、上記Q&A(本体)を補足する「上限規制に関連するQ&A(追補分)」(別添1)を作成し、令和5年12月25付けで各都道府県労働局あて通知するとともに、厚生労働省HP(別添2)にも掲載していますので、貴会会員企業への周知をお願いいたします。

別添1 (追補版QA)

https://www.mhlw.go.jp/content/001183174.pdf

別添2 (掲載ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html

別添参考 (本体QA)

https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf

以上

(担当) 労働部 古田、菅原
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール rodo@zenken-net.or.jp

# 建設業の時間外労働の上限規制 に関するQ&A

(令和5年12月25日追補分)

厚生労働省労働基準局

注) 追補版Q&Aにおいても、法令等及び略語は、建設業の時間外労働の上限 規制に関するQ&A(令和5年7月6日公表)(以下「本体QA」という。) に掲載しているものを引き続き指すこととする。

# <目 次>

番号	質問内容	頁
追1	会社に集合して作業員が社用車に乗り合いで工事現場に向かう又	4
	は工事現場から会社に戻る場合、現場まで又は会社までの移動時間	
	は労働時間に当たるのか。	
追2	降雪の見込みが高く、自治体等から除雪作業を要請される可能性	4
	があることから、除雪作業の要請があれば当該作業に当たることに	
	なる労働者に自宅待機を命じた。当該労働者が自宅待機をしている	
	時間は労働時間に該当するか。	
追3	台風が近づいているような災害の発生が予想される場合であっ	5
	て、自治体等から災害協定等に基づく要請を受けて、当該災害への対	
	応が直ちにできるよう労働者を自宅待機させる場合には、法第 33 条	
	第1項の対象となるのか。	
追4	隣県で地震があったことから、被災地の自治体からの要請で、被	5
	災地域における災害復旧工事の現場において、重機作業を行うこと	
	になった。	
	重機(クレーンなど)のオペレーター(法第 140 条第 1 項の自動	
	車運転の業務に非該当)が重機を工事現場まで移動させるため、重	
	機で公道を走行していたところ、現場が遠方であることに加え、途	
	中地震に伴う渋滞にも巻き込まれたことから、現場に到着するまで	
	に、1時間の休憩を含めて11時間を要した。	
	この移動時間について、時間外労働となった時間につき、法第33	
	条第1項を適用できるか。	
追5	道路上に通行の妨げとなる倒木や動物の死骸があった場合、こう	6
	したものを撤去する作業を、維持管理契約内での発注者の指示や都	
	道府県等との災害協定に基づき実施する場合、法第 139 条第 1 項を	
	適用できるか。	
	また、法第 33 条第 1 項はどうか。	
追6	例えば、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時	6
	に、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)に基づき家畜伝染	
	病まん延防止のために実施する防疫措置(殺処分、焼却、埋却、消毒、	

	消毒ポイントの設置等)や、当該防疫措置に付随する業務を行う場			
	合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。			
	また、法第33条第1項はどうか。			
追 7	除雪作業に付随して凍結防止剤や融雪剤の散布を行う場合、法第			
	139 条第1項を適用できるか。冷え込みによる路面凍結が見込まれ			
	るときに、凍結防止剤を散布する場合であればどうか。			
	また、これらの場合、法第 33 条第 1 項はどうか。			
追8	経年劣化した道路などの補修工事には、災害を予防するための工	7		
	事という性質もあると考えられるところ、こうした工事をはじめと			
	した、災害予防のための工事について、法第 139 条第1項を適用で			
	きるか。			
	また、法第 33 条第 1 項はどうか。			
追9	ある月に、法第33条第1項に該当する災害復旧工事のために、同	8		
	項に基づき 40 時間の時間外・休日労働を行った労働者が、同じ月に			
	同じ使用者のもとで、災害時における復旧及び復興の事業に該当し			
	ない別件の工事で 60 時間の時間外・休日労働を実施した場合、当該			
	労働者は合計 100 時間の時間外・休日労働を行ったことになるが、			
	時間外労働の上限規制はどのように取り扱うのか。			
	また、このとき、当該労働者に対する労働安全衛生法(昭和 47 年			
	法律第 57 号)第 66 条の 8 第 1 項に基づく医師による面接指導はど			
	のように取り扱うのか。			
追 10	法第 33 条第 1 項と、法第 139 条第 1 項は、具体的にどのような違	9		
	いがあるのか。			
追 11	則様式第9号の2による 36 協定(月 45 時間超の時間外・休日労	10		
	働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合) の締			
	結・届出を行っており、則様式第9号の3の2による36協定(月45			
	時間超の時間外・休日労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の対応			
	が見込まれる場合) 又は第9号の3の3による36協定(月45時間			
	超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込			
	まれる場合)の作成を行っていないが、災害時における復旧及び復			
	興の事業に該当する事業に従事した場合、時間外労働の上限規制は			
	どのように考えればよいのか。			

### < Q & A >

追1 (Q) 会社に集合して作業員が社用車に乗り合いで工事現場に向かう又はエ 事現場から会社に戻る場合、現場まで又は会社までの移動時間は労働時 間に当たるのか。 (A) 本体QA1-4のとおり、法(労働基準法)における労働時間とは、 使用者の指揮命令下にある時間のことであり、移動時間については、「移 動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指 示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に 当たらない。」と解されている。 労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、 一般的には、 移動手段として、社用車に乗り合いで現場に向かうこと等が指示され ている場合や、 現場に移動する前に会社に集合して資材の積み込みを行うことや、現 場から会社に戻った後に道具清掃、資材整理を行うことが指示されて いる場合、 • 移動の車中に使用者や上司も同乗し、打合せが行われている場合 においては、当該移動時間は労働時間に該当するものと解される。 一方、工事現場に直行する又は工事現場から直帰することが自由であ る中で、労働者間で任意に移動手段の一つとして、集合時刻や運転者を 決めて社用車に乗り合って移動することとしていたなどの場合において は、当該移動時間は労働時間に該当しないものと解される。 追2 (Q) 降雪の見込みが高く、自治体等から除雪作業を要請される可能性があ ることから、実際に除雪作業の要請があれば当該作業に当たることにな る労働者に自宅待機を命じた。当該労働者が自宅待機をしている時間は 労働時間に該当するか。 (A) 本体QA1-4のとおり、法における労働時間とは、使用者の指揮命 令下にある時間のことであり、待機時間については、「使用者の指示があ った場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離 れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手 待時間」)は、労働時間に当たる。」と解されている。 労働時間に該当するか否かの判断は、個別具体的に行う必要があるが、

・使用者が急な需要に対応するために事業場において待機を命じ、当該

一般的には、

時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には労働時間に該当し、

・緊急対応の頻度が少なく、自宅待機中に食事や入浴などの日常的な活動や、外出をすることが特段規制されていないなど、実質的に使用者の指揮命令下にあるとまではいえない場合には、労働時間に該当しない

ものと解される。

### 追3

(Q) 台風が近づいているような災害の発生が予想される場合であって、自 治体等から災害協定等に基づく要請を受けて、当該災害への対応が直ち にできるよう労働者を自宅待機させる場合には、法第33条第1項の対象 となるのか。

(A) 自宅待機が労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、労働者が権利として労働から離れることを保障されておらず、 拘束を伴うものである場合には、当該待機時間は使用者の指揮命令下にあるものとして、労働時間に該当する。

法第 33 条第 1 項については、「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、(中略) その必要の限度において(中略) 労働させることができる」とされており、「避けることのできない事由」については、災害発生が客観的に予見される場合も含まれる。

その上で、例えば、国や地方自治体と締結した災害協定等に基づき、差し迫った災害に備えた自宅待機が要請されているなど、自宅待機が社会通 念上、災害への対応に必要不可欠なものであると判断される場合は、法第 33条第1項の対象としうる。

### 追4

(Q) 隣県で地震があったことから、被災地の自治体からの要請で、被災地域における災害復旧工事の現場において、重機作業を行うことになった。 重機(クレーンなど)のオペレーター(法第 140 条第 1 項の自動車運

重機(グレーンなど)のオヘレーター(法第 140 条第 1 項の自動単連転の業務に非該当)が重機を工事現場まで移動させるため、重機で公道を走行していたところ、現場が遠方であることに加え、途中、地震に伴う渋滞にも巻き込まれたことから、現場に到着するまでに、 1 時間の休憩を含めて 11 時間を要した。

この移動時間について、時間外労働となった時間につき、法第 33 条第 1 項を適用できるか。

------

(A) 重機のオペレーターが現場に重機を移動させるために、重機で公道を 走行する場合も、当該移動に要する時間は使用者の指示によって行うも のであるため労働時間に該当する。

災害その他避けることのできない事由によって発生した対応として、 既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるな どの臨時の必要があり、人命や公益の確保のために自治体等からの工事 への協力要請に応じる場合には、法第33条第1項の許可基準を満たすこ とから、被災地の工事現場に向かうまでの労働時間に該当する移動時間 についても、当該工事に必要不可欠に付随する業務として、その必要の 限度において法第33条第1項の対象となる。 追5 (Q)道路上に通行の妨げとなる倒木や動物の死骸があった場合、こうした ものを撤去する作業を、維持管理契約内での発注者の指示や都道府県等 との災害協定に基づき実施する場合、法第139条第1項を適用できるか。 また、法第33条第1項はどうか。 (A) 本体QA2-2を踏まえると、維持管理契約内での発注者の指示や、 都道府県等との災害協定による要請に基づき、倒木や動物の死骸の撤去 を災害の復旧として対応する場合等には、法第139条第1項の対象とな る。 また、当該撤去作業が、災害その他避けることのできない事由によっ て発生した対応として、既に締結された 36 協定で協定された限度時間 を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、道路交通の確保等人命又 は公益を保護するための必要がある場合には、法第 33 条第1項の許可 基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対 象となる。 追6 (Q) 例えば、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に、 家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) に基づき家畜伝染病まん延 防止のために実施する防疫措置(殺処分、焼却、埋却、消毒、消毒ポイ ントの設置等) や、当該防疫措置に付随する業務を行う場合、法第 139 条第1項を適用できるか。 また、法第33条第1項はどうか。 (A)都道府県等との防疫協定や災害協定による要請、その他契約内での発 注者の指示に基づき、防疫措置を災害の復旧として対応する場合等には、 法第 139 条第 1 項の対象となる。併せて、当該防疫措置に必要不可欠に 付随する業務として行われる防疫資機材の搬入、発生農場における仮設 テントの設営等の業務についても、同様に法第 139 条第 1 項の対象とな る。 また、当該防疫措置及びこれに必要不可欠に付随する業務が、災害そ の他避けることのできない事由によって発生した対応として、既に締結

された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の 必要があり、人命又は公益を保護するための必要がある場合には、法第 33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33条第1項の対象となる。 追7 (Q)除雪作業に付随して凍結防止剤や融雪剤の散布を行う場合、法第 139 条第1項を適用できるか。冷え込みによる路面凍結が見込まれるときに、 凍結防止剤を散布する場合であればどうか。 また、これらの場合、法第33条第1項はどうか。 (A) 本体QA2-8のとおり、除雪作業は、都道府県等との災害協定や維 持管理契約に基づき、災害の復旧として対応する場合等には、法第 139 条第1項を適用することも可能である。そのため、当該除雪作業に必要 不可欠に付随する業務として行われる凍結防止剤や融雪剤の散布の業務 についても、法第139条第1項の対象となる。 冷え込みによる路面凍結を防止するために凍結防止剤を散布する場 合も、そのまま放置すれば直ちに災害が発生するとして、災害協定や維 持管理契約等に基づき、差し迫った災害への対応を行う場合であれば、 こうした対応についても法第139条第1項の対象となる。 また、これらの作業が、災害その他避けることのできない事由によっ て発生した対応として、既に締結された36協定で協定された限度時間を 超えて労働させるなどの臨時の必要があり、道路交通の確保等人命又は 公益を保護するための必要がある場合には、法第33条第1項の許可基準 を満たすことから、その必要の限度において法第33条第1項の対象とな る。 追8 (Q)経年劣化した道路などの補修工事には、災害を予防するための工事と いう性質もあると考えられるところ、こうした工事をはじめとした、災 害予防のための工事について、法第139条第1項を適用できるか。 また、法第33条第1項はどうか。 (A) 本体QA2-2のとおり、法第139条第1項の「災害時における復旧 及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興 を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわら ず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興 支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となる。そのため、経 年劣化した道路などの補修も含めて、将来発生しうる災害を予防するた めに行う工事は、法第139条第1項の対象とはならない。 また、将来発生しうる災害の予防のための工事は、法第 33 条第 1 項 の対象とはならない。

ただし、災害予防のための工事が、そのまま放置すれば直ちに災害が発生する状況下や、災害により社会生活への重大な影響が予測される状況下で臨時的に行われるなど、既に締結された36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、人命または公益を保護するための差し迫った必要がある場合には、法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第33条第1項の対象となる。

追9

(Q) ある月に、法第33条第1項に該当する災害復旧工事のために、同項に基づき40時間の時間外・休日労働を行った労働者が、同じ月に同じ使用者のもとで、災害時における復旧及び復興の事業に該当しない別件の工事で60時間の時間外・休日労働を実施した場合、当該労働者は合計100時間の時間外・休日労働を行ったことになるが、時間外労働の上限規制はどのように取り扱うのか。

また、このとき、当該労働者に対する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の8第1項に基づく医師による面接指導はどのように取り扱うのか。

.....

(A)本体QA2-1、3-2のとおり、法第33条第1項が適用される労働時間については、法第36条及び第139条による規制がかからず、時間外労働の上限規制からは除外される。

一方、労働安全衛生法第66条の8第1項に基づく医師による面接指導は、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が、1か月について80時間を超えた者で疲労の蓄積が認められる者のうち、申出があった者に対して実施するものであり、法第33条第1項によって労働した時間もこれに含まれる。

そのため、本事例においては、1か月間において80時間超の時間外・休日労働を実施していることから、当該労働者から申出があった場合には、当該面接指導を実施する必要がある。

追 10

(Q) 法第33条第1項と、法第139条第1項は、具体的にどのような違いがあるのか。

\_\_\_\_\_

(A) 法第33条第1項と、法第139条第1項は、いずれも時間外労働の上限 規制の例外に関する規定であるが、適用に当たっての要件や、時間外労 働の上限規制の取扱いなどに次のような違いがある。

なお、いずれの場合においても、時間外・休日労働に対する割増賃金の支払いや、時間外・休日労働が80時間を超える等した場合の労働安全衛生法第66条の8第1項に基づく医師による面接指導の実施は必要である。

	法第 33 条第 1 項	法第 139 条第 1 項
対象	災害その他避けることので	災害時における復旧及び復
	きない事由によって、臨時	興の事業
	の必要がある場合	(建設の事業に限る)
	(建設の事業に限らない)	
手続	事前の許可又は事後の届出	36 協定の締結・届出
効果	36 協定で定める延長時間	36 協定で定める範囲内で時
	とは別に、時間外・休日労	間外・休日労働を行わせる
	働を行わせることができる	ことができる
		(災害時における復旧及び
		復興の事業に限り、1か月
		100 時間以上の特別延長時
		間を定めることができる)
上限規制	いずれも適用されない	以下は適用されない
の取扱い		時間外・休日労働の合計を
		・1か月 100 時間未満とす
		る上限
		・複数月平均80時間以内と
		する上限
		以下は適用される
		・時間外労働を年 720 時間
		以内とする上限
		・時間外労働が1か月45時
		間を超える回数が年6回
		までとする上限

追 11

(Q) 則様式第9号の2による36協定(月45時間超の時間外・休日労働が 見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合)の締結・届 出を行っており、則様式第9号の3の2による36協定(月45時間超の 時間外・休日労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の対応が見込まれ る場合)又は第9号の3の3による36協定(月45時間超の時間外・休 日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合)の作 成を行っていないが、災害時における復旧及び復興の事業に該当する事 業に従事した場合、時間外労働の上限規制はどのように考えればよいの か。

(人) 计第 120 冬第1項の「巛宝味における復口及び復興の事業」に関する

(A) 法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用するためには、則様式第 9 号の 3 の 2 又は第 9 号の 3 の 3 による 36 協定の締結・届出を行っている必要があり、則様式第 9 号の 2 による 36 協定の締結・届出のみを行っていてこれらの 36 協定を締結していない場合には、法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用することはできない。

このことを踏まえて、それぞれの事業場における業務の実情に見合った則様式を用いて、36協定の締結・届出を行う必要がある。

# **福用・労働** 時間外労働の上限規制の適用猶予 事業・業務

時間外労働の上限規制と適用猶予事業・業務について 工作物の建設の事業

自動車運転の業務 医業に従事する医師

鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定され、2019年4月(中小企業は2020年4月)から適用されています。

一方で、以下の事業・業務(以下、「適用猶予事業・業務」と言います。)については、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が5年間猶予され、また、一部特例つきで適用されることとされています。

【適用猶予事業・業務】

- 工作物の建設の事業
- 自動車運転の業務
- ・医業に従事する医師
- ・鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業

# 時間外労働の上限規制と適用猶予事業・業務について

労働時間は原則1週40時間、1日8時間(法定労働時間)以内の必要があると労働基準法で定められています。

これを超えて働く時間(残業時間)の上限について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により改正された労働基準法により、以下の通り定められています。(2019年4月)中小企業では2020年4月)から適用)

- ○原則として月45時間、年360時間(限度時間)以内
- ○臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6ヶ月が限度

(詳しくは、働き方改革特設サイト「時間外労働の上限規制」へ)

### <上限規制のイメージ図>

# 法律による上限(例外) -年720時間 ・複数月平均80時間以内(休日労働含む) ・月100時間未満(休日労働含む) 法律による上限(原則) 1か月45時間 1年360時間 1日8時間 1週40時間

一方で、以下の事業・業務については、長時間労働の背景に、業務の特殊性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が5年間猶予され、また、一部特例つきで適用されることになります。 (詳しくは、適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」へ)



適用猶予事業・業務

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い(2024年4月以降)
	災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。
工作物の建設の事業	災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月
	100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。
	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となりま
	<del>ं</del> 。
  自動車運転の業務	時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内
日初年廷和の未彷	とする規制が適用されません。
	時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用され
	ません。
医業に従事する医師	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時
	間(※)となります。

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い(2024年4月以降)
	時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内
	とする規制が適用されません。
	時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用され
	ません。
	医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。
	※特別条項付き36協定を締結する場合、特別延長時間の上限(36協定上定めることができる時間の上限)につい
	ては、
	A水準、連携B水準では、年960時間(休日労働含む)
	B水準、C水準では、年1,860時間(休日労働含む) となります。
	なお、医業に従事する医師については、特別延長時間の範囲内であっても、個人に対する時間外・休日労働時間
	の上限
	として副業・兼業先の労働時間も通算して、時間外・休日労働を、
	A水準では、年960時間/月100時間未満(例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合がある)
	B・連携B水準・C水準では、年1,860時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場
	合が
	ある)とする必要があります。
  鹿児島県及び沖縄県に	上限規制がすべて適用されます。
おける砂糖製造業	※猶予期間中も、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2〜6ヶ
0577 0177/1/14改是来	月平均80時間以内とする規制以外は適用されます。

ページの先頭へ戻る

# 工作物の建設の事業

### (2024年4月以降の上限規制)

○2024年4月以降、建設業では、災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外労働の上限規制が原則通りに適用されます。

○災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。

### (労働時間関係)

- ▶ 労働基準法第33条(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)について
- ▶ **PDF** 建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A [127KB] □ (令和5年7月6日公表) 時間外労働の上限規制について、詳細なQ&Aを示しています。
- ▶ PMF 建設業の時間外労働の上限規制に関する Q & A (追補分) [139KB] □ (令和 5 年12月25日公表) 令和 5 年 7 月 6 日に公表した Q & A の追補分です。
- ▶ PDF 建設業の時間外労働に関する上限規制わかりやすい解説 [9.3MB] □建設の事業向けのパンフレットです。

### (支援制度)

▶ 建設労働者の人材確保について

建設業の担い手確保のため、入職・定着促進などさまざまな取り組みを実施しています。

### (各種助成金)

▶ 働き方改革推進支援助成金

時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。

### ▶ 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を引き上げるとともに生産性向上に資する設備・機器の導入等を行った中小企業・小規模事業者を支援します。

### ▶ 建設事業主等に対する助成金

建設事業主等が、建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等をはかるための取組みを行った場合に助成を受けることができます(下記の人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金と重複するコースもあります。)。

### ▶ 人材確保等支援助成金

人材の確保・定着を目的として、魅力ある職場づくりのために労働環境向上等を図る企業を支援します。

### 人材開発支援助成金

雇用する労働者を対象に、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練等を計画に沿って実施する事業主を支援 します。

### (関連リンク)

適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」建設業の取引環境改善に向けた動画などを掲載しています。



### 新・担い手3法(国土交通省HP)

2019年、「新・担い手3法」として、品確法と建設業法・入契法が改正されました。

### ▶ 工期に関する基準(国土交通省HP)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準です。

▶ PDF 建設業法違反の通報窓口(駆け込みホットライン) (国土交通省HP) □

建設業法の法令違反に関する通報窓口を設けています。

### (相談窓口)

### ▶ 働き方改革推進支援センター

47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」で、事業主に対し、長時間労働の是正、非正規雇用労働者の待遇 改善、賃金引上げ、人手不足への対応など、働き方改革に関する技術的な相談支援をワンストップで実施しています。

### ▶ 労働基準監督署

時間外労働の上限規制についてご相談に応じます。

### ハローワーク

求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

ページの先頭へ戻る